

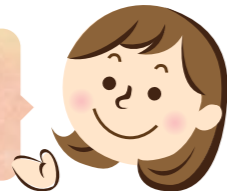
# 進もう！男女共同参画社会

## 男女一人ひとりが輝く人生を送るために

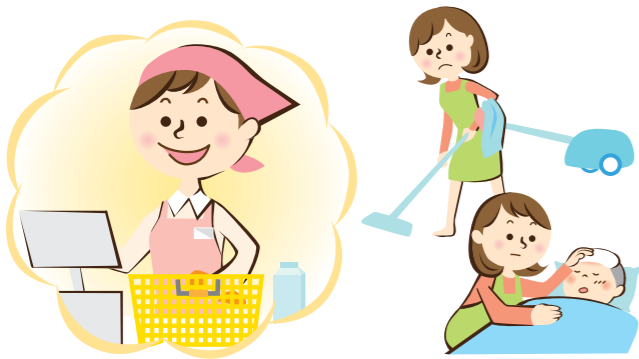
### ～男女共同参画社会は次のステップへ～

この頁では意識調査から伺える鹿児島市民の現状をシミュレーション。変わりつつある家庭・仕事の現状、そして今なお続くDV(ドメスティック・バイオレンス)の実態が見えてきました。

家庭生活ではこんな風に変わっているわ。

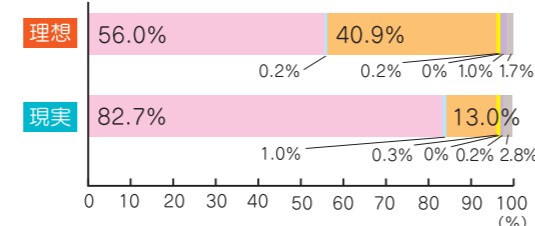


「私はパートをしているの。それなりに責任もあって毎日充実しているわ。夫も少しは家事を手伝ってくれるけど、夫の両親を介護したり、子どもが体調を崩したりすると、私が請け負うことになるのよね。」



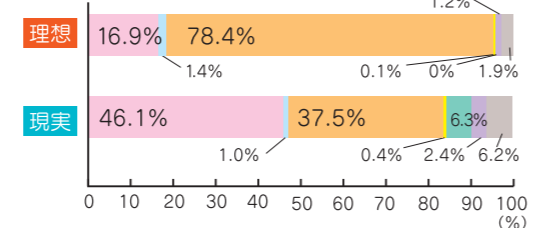
#### 家事の分担についての理想と現実

●炊事、掃除、洗濯などの家事



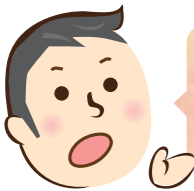
「男女同程度」の理想に対して、実際は女性が多くも担っているんだね。

●育児や子どものしつけ



■ 女性が主 ■ 男性が主 ■ 男女同程度 ■ その他の人 ■ 誰もしていない ■ わからない ■ 無回答

世の中は不景気だし、経済的にも共働きの家庭が増えたよね。

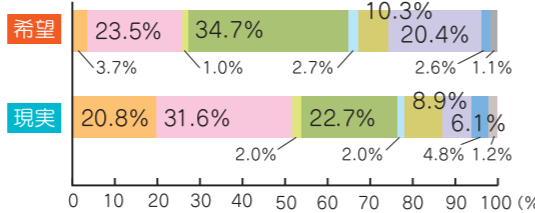


「僕は会社員。妻も正社員で仕事と家庭の両立を頑張っているよ。でもやっぱり家事や育児は、妻の比重が重いよね。他の男性社員たちも、家庭のことで仕事を休む人はほとんどいないよ。男性も育児や介護に積極的に関わられるような、社会全体の雰囲気がないのが現実だよ。」



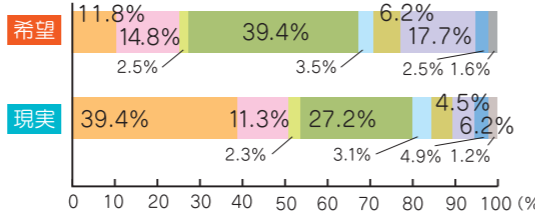
#### 仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方の優先順位の希望と現実

(女性)



男性は仕事を優先、女性が家庭生活を優先しているようだね。

(男性)



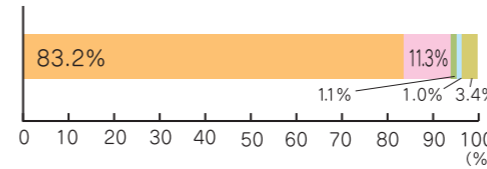
■ 「仕事」 ■ 「家庭生活」 ■ 「地域・個人生活」 ■ 「仕事」と「家庭生活」 ■ 「仕事」と「地域・個人生活」 ■ 「家庭生活」と「地域・個人生活」 ■ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人生活」 ■ わからない ■ 無回答



DVで悩んでいるママ友もいるわ。本人は「気にしないようにしている」って言ってたけど…私はやっぱりどこか相談に行っただ方がいいと思っているの。どんな理由があっても暴力は良くないと思うわ。

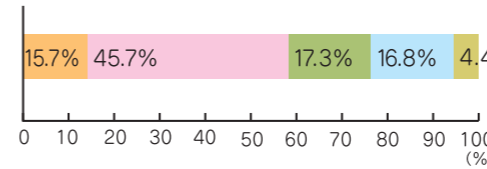
●配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)について、あなたはどのように思いますか？

□どんな理由があっても暴力はふるうべきではない。



およそ9割の人が理由を問わず暴力は認められないって思っているんだよね。

□暴力をふるわれる方にも問題がある場合もある。



■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答

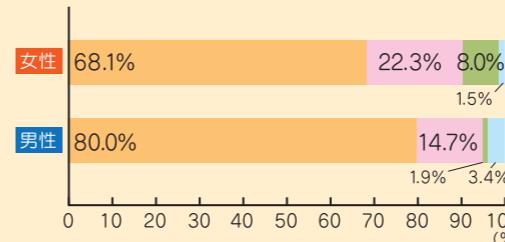


#### DV(ドメスティック・バイオレンス)実情は??

DV防止に対する意識が高まりつつある近年ですが、実際はどれくらいの方が被害を受けているのでしょうか。「身体的暴力」の被害経験の有無を男女別に調べてみました。また、鹿児島と全国の現状比較も行いました。

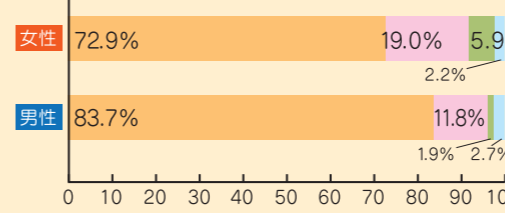
●これまでに配偶者から身体的暴力を受けたことがありますか？

□配偶者からのDVの被害経験の有無(鹿児島市)



女性の13人に1人は度重なる被害を受けているんだ。全国に対して鹿児島市は被害の割合が高いようだね。

□配偶者からのDVの被害経験の有無(内閣府DV調査 平成20年度)



■ まったくはない ■ 1・2度あった ■ 何度もあった ■ 無回答

#### 男女共同参画社会 近年の歩み

【平成19年3月】

「鹿児島市男女共同参画計画」の改訂

国の第2次男女共同参画基本計画に新たに盛り込まれた項目等も踏まえ、改訂を行いました。

【平成19年12月】

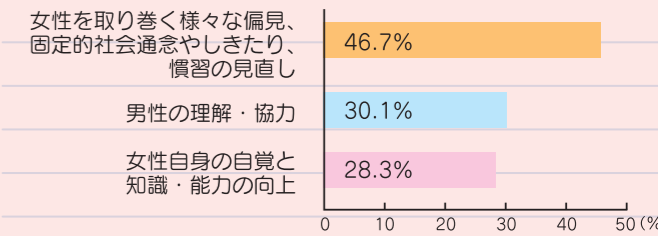
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「行動指針」の策定

今までの動きを見直し、男女共に仕事と家庭を両立できる社会を作るため、週労働時間の削減などの「行動指針」が示されました。

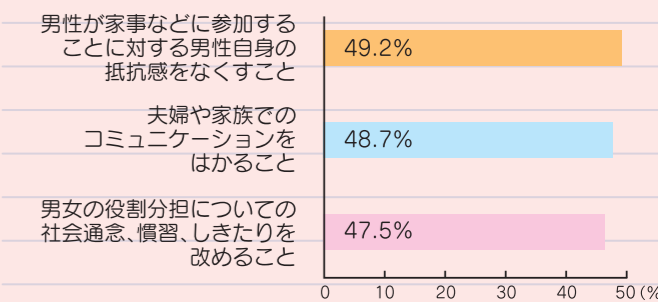
#### 今後の課題や希望

鹿児島市民から多くの意見が寄せられました。

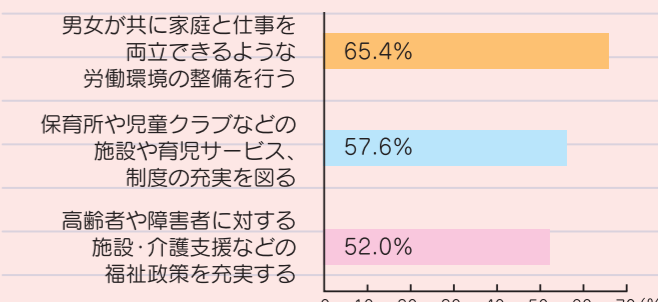
◎今後、男女が社会全体でもっと平等になるには、どのようなことが重要だと思いますか？(全体・複数回答)



◎今後、男女が共に家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか？(全体・複数回答)



◎「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？(全体・複数回答)



まだまだ課題が多い男女共同参画社会の実現。次のステップ、これからの未来のために、行政側にももっと頑張ってもらいたいし、私たち自身も「自分を活かす人生」を送るための意識改革が大事だね。



【平成20年1月】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)改正  
主なポイント: 保護命令制度の拡充

- (1) 身体的暴力だけでなく、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てが可能に
- (2) 被害者に対する電話・電子メール等の禁止
- (3) 被害者本人や子どもに加え、親族等も接近禁止命令の対象に